

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領に基づく
災害等の指定

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領（平成23年3月9日付け23環機第155号。以下「繰延要領」という。）第2の1に基づく災害等及び同2に基づく貸付料等の繰延の対象とするリースの種類を次のように定める。

平成26年9月10日

一般財団法人畜産環境整備機構
理 事 長 堤 英 隆

1 繰延要領第2の1により指定する災害等

平成26年台風11号及び同年台風12号による災害

（平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成26年政令第301号）により指定された災害をいう。）

2 繰延要領第2の2の規定により定める1の災害等について貸付料等の繰延の対象とするリースの種類

すべてのリース

(参考)

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領(平成23年3月9日23環機第155号制定)

【抜粋】

第1 略

第2 適用

1 この要領を適用する家畜伝染病及び激甚な災害等は、次に掲げる家畜伝染病又は激甚な災害等であって、その被害が著しく甚大かつ広範囲で借受者の経営維持に重大な支障があるものとし、機構がそのつど定める。

(1) 家畜伝染病

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に掲げる伝染性疾病

(2) 災害等

次のいずれかに掲げる災害等

ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条の規定に基づき激甚災害として指定された災害(同法第5条から第8条までの措置を適用すべきものに限る。)

イ アと同等の災害で、激甚災害に指定される可能性が高いと認められるものの

2 この要領による貸付料等の繰延の対象とするリースの種類は、1の災害等ごとに機構がそのつど定める。

第3 用語

1 この要領で使用する用語は、次の(1)から(10)まで及び特に別に定めるものほかは、実施要領の例による。

(1)～(7) 略

(8) 激甚災害等関連区域 次に掲げる区域をいう。

ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条の規定に基づき激甚災害として指定された災害であって同法第5条から第8条までの措置を適用すべきものとされた区域(当該災害を激甚災害に指定する政令において区域の指定がある場合には、その区域に限る。)

以下 略



平成26年9月10日
内閣府（防災担当）

「平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成26年7月30日から8月25日にかけて台風第11号及び第12号並びに前線により全国各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が、9月5日に閣議決定され、本日（9月10日）公布・施行されました。

I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法5条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします(過去5ヶ年の補助率嵩上げ平均 84% → 93%)。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げします(一般災害 20% → 最高 90%)。

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法24条2項～4項)

農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

II スケジュール

9月 5日（金） 閣議決定

9月 10日（水） 公布・施行

平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨及び豪雨による
激甚災害関係施設等の災害復旧事業費の査定見込額について

1 農 地 等 ※9月3日時点

<本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額

100.3 億円

うち 兵庫県内の査定見込額 11.3億円

うち 高知県内の査定見込額 18.6億円

(参考：激甚災害指定基準)

本激B基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額 42.8億円以上 かつ

- ① ある都道府県内の査定見込額が当該都道府県の農業所得推定額の 4%
を超える 又は
- ② ある都道府県内の査定見込額が 10億円を超える

政令第三百一号

平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害

並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害(^{ひじん}災害)に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二

条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる灾害を激甚災害(^{ひじん}災害)に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考	一 上欄の暴風雨とは、平成二十六年台風第十一号及び同年台風第十二号によるものをいう。

二 上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。